

医療従事者への慰労金、感染防止対策支援金の概要

— 令和2年度 第二次補正予算成立 —

新型コロナ慰労金

8月下旬から交付開始予定で調整中一厚労省

政府の令和2年度第二次補正予算が成立したことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けて立ち向かい業務に従事した医療従事者へ慰労金が支給される。慰労金は支給要件によって1人あたり5万円～20万円となる。対象によって慰労金の金額が異なり、新型コロナウイルスに対する医療提供に関し、県から役割を設定された重点医療機関などで実際に診療を行った医療機関の従事者は20万円、一般医療機関で新型コロナウイルス患者に対して診療を行っていない医療機関の従事者は5万円となっている。なお、慰労金は非課税所得となる。

慰労金は対象期間に10日以上勤務が必要

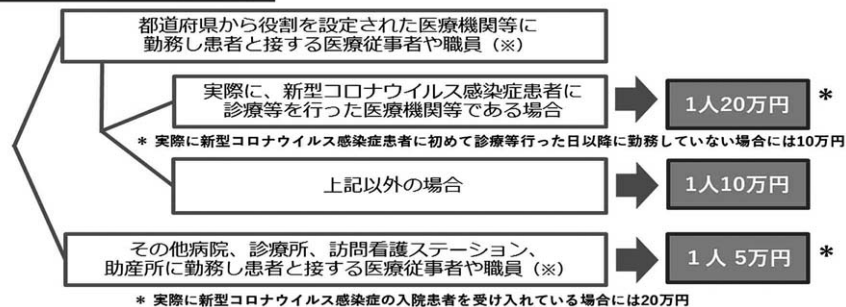
慰労金の対象者は“今年6月末までに10日以上勤務した者（※1日当たりの勤務時間は問わない）”で、日数をカウントする『始期』は“当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日または受入日のいずれか早い日”となっている（※7月上旬時点では、茨城県の始期がどちらになるか不明）。対象者は、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働く医療従事者・職員であり、前述の要件に合致する場合であれば、常勤・非常勤、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態は問われない。

慰労金は医療機関が代理受領

慰労金の給付申請について、該当者は勤務先医療機関に代理受領委任を行い、委任を受けた医療機関が県に給付申請を行うことが検討されている（※原則、オンライン申請）。なお、退職者については、退職した者が勤務していた医療機関から勤務期間の証明を取得し、個人で申請を行うことが検討されている。

なお、慰労金の交付時期について厚労省では8月下旬をめざして調整しているという。

給付対象・給付金額



※ 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。

※ 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

リーフレットやQ&Aを参考に

詳細については、慰労金申請に関する医療機関向けリーフレット、医療機関向けQ&Aなどが厚労省より示されている。それらの資料を参考にしながら申請をすることになる。

その他、慰労金の関係では介護職員に対する慰労金（最大20万円）も支給されることになっている。

感染拡大防止等支援金

今年4月から来年3月分まで概算で申請可

第二次補正予算では一般医療機関が活用できる支援事業として、感染拡大防止策に対する支援金（補助金）がある。対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用。対象期間は今年4月1日から来年3月末までとされている。4月から感染対策等に用いた費用とあわせて、来年3月末までに必要となる費用を概算で申請することも可能。事業実施後には、感染対策に用いた費用の領収書などを提出する必要がある。申請は1回限り。なお、支援金の上限額は下記のとおり。

【病院】200万円+5万円×病床数
【有床診療所】200万円
【無床診療所】100万円

※金額は上限額

日本薬剤師会では感染防止対策に要する費用の例として、個人防護具や除菌・消毒にかかる費用、パーティション、ビニールカーテン、非接触体温計、清掃を外注した場合の費用、換気扇や空気清浄機などの空調設備、動線確保のための床シール、薬局外対応の際の長机や椅子、日よけなどをあげている。

感染拡大防止対策の取組例

厚労省から示された通知では、感染拡大防止のための取組例として以下のようなものがあげられている。

- 共通して触れる部分の定期的・頻回な清掃・消毒等の環境整備
- 待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- 新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫を行う。
- 感染防止のための個人防護具等を確保する。

慰労金・支援金の申請は県が周知予定

慰労金・支援金の申請実務に関する詳細は、後日、県もしくは国保連合会より示される予定となっている。